

1 6年度第1回金沢市介護保険運営協議会議事録要旨

1. 会議の期日および場所

- (1) 平成16年7月28日(水)
- (2) 市役所7階全員協議会室

2. 出席委員

23人

3. 議事内容

- (1) 介護保険の実施状況について
事務局より説明
- (2) 介護予防事業について
事務局より説明
- (3) 介護サービス評価事業の結果について
事務局より説明

○質疑応答

- (委員)
- ①居宅サービスの利用割合について
 - ・利用割合が伸びているとは言え、サービス利用限度額の半分程度の利用であるが、その要因は何か理由を分析してほしい。
 - ②施設サービス利用状況について
 - ・介護老人福祉施設の利用者が特に増加しているが、その要因は何か。
 - ・事業者の指定状況に一定の傾向が見られるが、介護老人福祉施設の増設と他方、グループホームに力を入れることによって在宅に近づいていくことの表れと理解して良いか。
 - ③保険料の徴収状況について
 - ・保険料の収納状況において、普通徴収の収納率が下がっているが、その要因は何か。
 - ・保険料の減免件数が増加しているが、その要因は何か。
 - ④介護予防事業について
 - ・介護の進行を防ぐこと、介護度を下げる(重→軽)ことも介護予防であるが、これについての考えがあれば聞かせて欲しい。
- (事務局)
- ①居宅サービスの利用割合について
 - ・様々な観点から分析を進めていきたい。
 - ②施設サービス利用状況について
 - ・「長寿安心プラン2003」の計画に沿って施設の整備を進めており、これに伴いサービスの利用も増加している。
 - ・特別養護老人ホームについても、今後は、ユニットケアタイプ

のホームの整備が進められることになり、特別養護老人ホームとグループホームの整備目標に関しては、今後、プランの見直しの中で検討していく課題の一つである。

③保険料の徴収状況について

- ・保険料普通徴収の収納率の低下は、平成15年度の保険料の改定が影響していると考えられる。
- ・保険料の減免については、低所得者層に対する制度の積極的なPRの結果と考えている。

④介護予防事業について

- ・介護度を下げることが理想的であり、介護予防として十分認識している。今後、各課からの様々な意見調整し、保険者としての金沢市の取り組みを検討していきたい。

(委員) 介護サービス評価事業は、定期的な指導調査があったうえで、調査対象を拡大していったものなのか。

(事務局) 定期的な指導監督は、県が行うことになっており、何か不備があった場合などは、市も指導に入ることはある。

介護サービス評価事業は、介護費用適正化事業として市が実施しているものであり、事業者自身が自己評価し、サービスの質の向上につなげて欲しいという目的で実施しているものである。

(委員) 介護予防も様々な専門職の人が参加し、効果を上げることが望ましい。理学療法士がリハビリの専門家として協力できればと思っている。

(事務局) 今後ともご協力をお願いしたい。

(3) グループホームのあり方について

苦情等専門部会長から説明

①「グループホームのあるべき姿」についての検討経過について

②「痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)の開設及び運営に関する指針案」について

- ・苦情等専門部会で議論を重ねてきた内容を簡潔に、具体的な形として示したものが指針案である。
- ・既存のグループホームの質の向上と、これから新設されるグループホームが指針を満たすことにより質が確保されることが、指針の策定の目的である。
- ・保険者としての金沢市の考え方を事業者に示し、市民にも理解してもらいたい。

(委員) 指針案は、大変すばらしいと思うが、この中で使われている「能力」という表現が、何かを比較する表現のような感じがするので、「持てる力」という表現に変えられないか。

(委員) 今のご意見でも、良いのではないかと思うが、日本では「能力」という表現は、何ができる、できないという意味ではなく、活動性などの広い意味で使われており、この「能力」という表現は間違いではない。

指針案には、金沢市介護保険運営協議会の基本的な考え方がはっきり出ており、新鮮な感じがする。このようにグループホームのガイドラインを示すことは、先進的なことではないか。

(委員) 介護サービス評価事業結果によると、「能力を活かすサービスの提供」がとても低く、利用者評価とのギャップが大きいですが、これを指針案の基本的な考え方と、どのように考えるのか。

(委員) グループホームの訪問調査の際に、実感したことは、利用者の意識とギャップの大きさである。抽象的な質問をすると、「できている」と答えるが、調理や買い物など具体的な項目については差が出てくる。

それらをやって欲しいということであり、指針は、あるべき姿、方向性を抽象的に示したものである。

(委員) 痴呆であっても、何かをしてあげたいという気持ちはあり、自分の能力を活かし、社会に役立っていると思うことができれば、グループホームでの生活は素晴らしいことである。

(委員) 最も重要なことは、基本的考え方の「入居者の尊厳と人権を尊重し、入居者が生活のペースを自己決定できるようにすること。」である。

(会長) 指針案は、本日の皆様のご意見をもとに手直しをして、市へ提出したいと考えている。修正については、会長に一任していただきたいと思うが、よろしいか。

(委員) 異議なし

(3) 事業計画の見直しについて

事務局から説明

- ①第3期介護保険事業計画の作成スケジュール
- ②ワーキングの設置について

(会長) ワーキングの設置については、委員は前回同様8名程度でよろしいか。自薦、他薦何れでも良いので、8月中旬までに事務局へ申し出て欲しい。その結果、会長、副会長で調整のうえメンバーを決定したいが、よろしいか。

(委員) 異議なし

(委員) 公募委員には、是非参加していただきたい。

(会長) ご要望がありましたので、公募委員の方には、是非ご協力をお願いしたい。

(4) その他

(委員) ケアマネージャーから訪問歯科診療に関する問い合わせがあり、制度が周知されていないようなので、介護保険関係の会合等、PRの機会があればその場へ出向して説明したい。

(事務局) 事業者連絡会を通じて、説明の機会を設けるなど、積極的に働きかけたい。

(委員) 要介護1・2などの歯科医院通院時のタクシー代金を援助できないか。往診費用(8,300円)の保険者負担分が変わる、通院時の交通費の助成を提案する。

(事務局) 市全体のことで実現は難しいと思う。要望として研究させていただく。

(委員) 介護認定を受けていれば、通院のための乗降車介護サービスで対応できる。また、通院介助の移送について、STS(スペシャル・トランスポート・サービス)の法的整備も進められている。

(委員) サービス給付状況について、在宅サービスが伸びているが、その内、グループホームの割合がどれくらいか。

(事務局) 平成15年度決算の給付状況で、居宅サービスの約12.5%位である。